

国住指第 3761 号
平成 27 年 1 月 26 日

都道府県
建築物石綿対策担当部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長



アスベスト対策に関する建築基準整備促進事業の調査結果及び
今後のアスベスト対策に向けた環境整備等について

平素より、国土交通省における民間建築物のアスベスト対策につきまして、多大なる御理解と御尽力を賜りありがとうございます。

国土交通省では、平成 20 年度から平成 25 年度まで建築基準整備促進事業において「アスベスト対策に資する検討」を行ってまいりました。また、平成 26 年 7 月に「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成 25 年国土交通省告示第 748 号）」を公布するとともに、「建築物石綿含有建材調査マニュアル」の作成など、民間建築物のアスベスト対策の取り組みを進めてきたところです。これらの取り組みを踏まえ、今後のアスベスト対策において留意すべき事項等を下記に示しますので、これを参考とし、アスベスト対策の更なる推進を図っていただくようお願いします。

貴職におかれましては、貴管内の特定行政庁に対しこの旨周知をお願いします。

記

1. アスベスト含有建材の劣化時等における飛散性に関する調査結果（建築基準整備促進事業）

国土交通省では、平成 20 年度から平成 25 年度までアスベスト含有建材の劣化時等における飛散性に関する調査（以下「調査」という。）について、現行の建築基準法における、アスベスト対策に必要な検討を行うことを目的とし、以下の（イ）から（ハ）までの観点から、調査を実施してきました。

- （イ）吹付けアスベスト等以外のアスベスト含有建材のアスベスト繊維の飛散性調査
- （ロ）機械室、エレベーターシャフト及び空調経路等のアスベスト繊維の飛散状況の調査
- （ハ）建築物の利用を続けながらアスベスト含有建材の除去等をおこなう場合における、当該改修工事の上下階や隣室等のアスベスト繊維の飛散状況の調査

その結果、調査した範囲において、煙突内部に使用される石綿含有断熱材（以下「煙突石綿断熱材」という。）について、劣化が進んだもので機械室及び隣接する廊下に飛散が認められた事案がありました。

これについては、今般、厚生労働省において、当該調査結果を参考にして石綿障害予防規則（以下「石綿則」という。）が見直され（石綿障害予防規則の一部を改正する省令（平成 26 年厚生労働省令第 50 号）平成 26 年 6 月 1 日より施行）、煙突石綿断熱材を含む石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等について規制が強化され、新たに石綿則第 10 条の対象となりました。具体的には、労働者を就業させる建築物等において、保温材、耐火被覆材等が損傷、劣化

し、労働者が石綿等の粉じんばく露するおそれがある場合には、吹付け石綿の場合と同様に、事業者等が次の措置を講ずることとされました。

- (1) 労働者が就業する建築物等において、当該保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置
- (2) 建築物の貸与を受けた複数事業者が共用する廊下等については、建築物貸与者が(1)の措置
- (3) 労働者が臨時に就業する建築物等においては、呼吸用保護具等を使用させること

あわせて、保温材、耐火被覆材等の封じ込め・囲い込みの作業に労働者を従事させる場合には、吹付け石綿の場合と同等の、事前調査の実施（石綿則第3条）、作業計画の策定（石綿則第4条）等の措置を講ずることとされました。

今回、飛散のおそれがあることが確認された煙突石綿断熱材は、その多くが、1960年代から80年代にかけ、労働者が就業するような建築物の用途（工場、事務所ビル、公共施設等）に使われたものであり、改正石綿則における措置が適切に講じられた場合には、建築物の室内環境への飛散等が生じないことが十分に期待できます。

このことから、今般、ただちに建築基準法令において、新たに煙突石綿断熱材の使用の規制を行うものではありませんが、煙突石綿断熱材をはじめ保温材、耐火被覆材等について、改正石綿則に基づき適切に措置が講じられることが重要です。

貴職におかれましては、別紙を活用し、施設所有者や事業者に対して、例えば、定期調査報告制度において建物所有者等に調査時期のお知らせを行う際などの機会を捉え、煙突石綿断熱材の適切な取扱いや石綿則の遵守の徹底についても注意喚起を行う等の周知をお願いします。また、厚生労働省の都道府県労働局（以下「労働局」という。）が行っている改正石綿則に係る事業者向け説明会の開催などを通じ、建築部局としても、周知が図られるよう労働局との密な連絡・調整をお願いします。さらに、労働局等との連携に際しては、貴職で把握されている、民間建築物の用途、規模、建築年や煙突の有無などの建物情報やアスベストの使用状況、解体の実施に係る情報を必要に応じて労働局等と共有するなど、石綿則の徹底が図られる実効性の高い連携となるよう努めていただくようお願いします。

なお、本件は、労働局等及び関係業界への周知もあわせて行っていることを申し添えます。

参考：調査結果（建築研究所HP）

<http://www.kenken.go.jp/japanese/contents/publications/data/163/index.html>

2. 今後のアスベスト対策に向けた環境整備

国土交通省では、社会資本整備審議会建築分科会アスベスト対策部会での議論を踏まえ、今後のアスベスト対策に向けた環境整備として以下の取り組みを行ってきました。貴職におかれましては、建築物石綿含有建材調査者や建築物石綿含有建材調査マニュアルなどを活用し、引き続きアスベスト調査の推進に努めていただくようお願いします。

(1) 建築物石綿含有建材調査者制度

国土交通省では、建築物の通常の使用状態における石綿含有建材の使用状態を的確かつ効率的に把握するため、中立かつ公正に正確な調査を行うことができる建築物石綿含有建材調査者の育成を図ることを目的として、「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」（平成25年7月30日公

布・施行)を定め、一定の要件を満たした機関を国土交通省に登録し、当該機関が行う講習を修了した者に建築物石綿含有建材調査者の資格を付与する制度を開始しています。現在310名の調査者が育成されています(平成27年1月14日時点)。

「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」に基づく講習の修了者は、適切なアスベスト調査を実施するために必要な知識を有する者として所要の講習を修了した者であり、その名簿(以下「調査者リスト」という。)は講習機関(一般財団法人日本環境衛生センター)のホームページに掲載されています。つきましては、国庫補助制度である住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物アスベスト改修事業)において調査者リストの紹介を行うなど、アスベスト調査の実施における積極的な調査者の活用をお願いします。今後、調査者の全国的な育成状況を踏まえ、同事業において調査者によるアスベスト調査を要件化する方向で検討を進めています。

また、調査者は、建築物の使用段階のみならず、解体等に伴う石綿含有建材の事前調査など多岐にわたる様々な場面でその活躍が期待されています。住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物アスベスト改修事業)を活用したアスベスト調査の結果は、解体等に伴う石綿含有建材の事前調査等において活用できます。

これらに基づき、建築物の所有者等に対して、アスベスト調査の実施を促すなど、アスベスト対策の推進をお願いします。

参考：建築物石綿含有建材調査者制度等について(国土交通省HP)

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_fk_000050.html

(2) 建築物石綿含有建材調査マニュアル

国土交通省では、各地方公共団体における民間建築物のアスベスト対策の推進に活用いただきたく、「建築物石綿含有建材調査マニュアル」を作成しました。アスベスト使用実態調査における調査項目が記載された調査票の様式、アスベスト調査の対象建築物の優先順位づけ、アスベスト台帳の整備に向けた各種情報等を示していますので、アスベスト対策において活用してください。

なお、本マニュアルは地方公共団体の建築行政に関わる職員のほか、労働安全部局や環境部局などアスベスト対策に係る関係部局の職員にも参考となるものとして作成しています。

参考：建築物石綿含有建材調査マニュアルについて(国土交通省HP)

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000059.html

3. その他

アスベスト対策に当たっては、各地方公共団体における環境整備も必要不可欠です。引き続き、アスベスト台帳の整備や補助制度の創設、運用等に努めていただくようお願いします。

(1) アスベスト台帳の整備

民間建築物のアスベスト対策を実施するに当たっては、既存民間建築物のアスベスト台帳の整備が必要不可欠です。建築物石綿含有建材調査マニュアルを参考にしながら、引き続きアスベスト台帳の整備に取り組んでいただくようお願いします。

(2) 補助制度の創設

地方公共団体における補助制度の整備状況を見ると、アスベスト調査においては全地方公共団

体の 19%、アスベスト除去等においては全地方公共団体の 12%と低い水準となっており（平成 26 年 4 月 1 日現在）、民間事業者等が民間建築物のアスベスト調査を主体的に実施したい場合に、国庫補助制度が活用できない状況が多く見られます。また補助制度を創設されていない場合は、建築物石綿含有建材調査マニュアル等を参考にしながら、補助制度の創設に速やかに着手いただくよう、ご検討をお願いします。

(3) 延べ面積 1,000 m²未満の民間建築物及び平成 2 年以降に施工された民間建築物の調査

民間建築物における吹付けアスベスト等の対策については、昭和 31 年から平成元年までに施工された延べ面積が概ね 1,000 m²以上である建築物を対象に使用実態把握と飛散防止対策の徹底をお願いしてきたところですが、引き続き積極的に取り組みいただくようお願いします。

なお、延べ面積 1,000 m²未満の民間建築物及び平成 2 年以降に施工された民間建築物についても、アスベスト調査結果は、石綿則に基づく解体時の事前調査等にも活用できることなども踏まえ、国庫補助制度や建築物石綿含有建材調査者を活用した通常使用時からのアスベストの使用実態調査や飛散防止対策が図られるよう、建築物の所有者等に対して積極的なアスベスト対策の周知に努めていただくようお願いします。